

# タブレット端末活用のルール



※おうちの人と「タブレット端末活用のルール」を必ず一緒に確認しましょう。

みなさんが学習をよく理解できるようになり、学校が休みでも学びを止めないために、タブレット端末を岐阜市が貸し出すことになりました。

タブレット端末は上手に活用すれば力が身に付きますが、使い方を間違えると、こわれたり、トラブルの原因となったり、心配されることもたくさんあります。

そのため、岐阜市教育委員会の「岐阜市版タブレット端末のルール」（岐阜市ポータルサイトから確認できます）を基に、長良東小学校の「タブレット端末活用のルール」を定めました。家の人と一緒にルールを確認し、タブレット端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

## 1 タブレット端末を使う目的

■タブレット端末は、授業中や家庭での学習活動のために使うことが目的です。

学習に関係のあることにのみ自分だけが使います。

## 2 使用場所

■学校または家でのみ使います。

学習活動に必要な場合に限って、学校や家以外で使用してもよいです。失くしたり落としたりしないよう気を付けましょう。

## 3 学校で使用する時

■学習活動でのみ写真や動画を撮るようにします。

■席からはなれるときは、引き出しの中に入れておきます。

■登下校中はカバンの中に入れておきます。

## 4 家で使用する時

■寝る時刻の30分前には、使用することをやめるようにします。

■家庭で使用する時間は、自分とおうちの人と考えて決めます。

■オンライン授業を受けるときには、「オンライン授業の約束」にしたがって参加します。

■タブレットを使って、個人的なやり取りはしません。

■バッテリーの残量に注意しながら、必要に応じて家に帰ったら充電をするようにします。

## 5 機器について(使い方が悪く傷ついたり故障したりした場合や、自分の不注意でなくなった場合は、補償を求められる場合があります。)

- タブレット端末は、こわれやすいので大切に扱います。こわれてしまった場合は、時間、場所、状況をメモして、すぐに先生に伝えましょう。

(落とす、カバンの底に入れる、熱い場所に置く、磁石を近づけるなどは、故障の原因となります。)

- 充電器、充電ケーブル、タブレットのカバーが壊れてしまった場合は、家庭で代替りのものを購入して使用します。(中学校卒業時には、純正の物を返却することになっています。)

- 「self service」にあるアプリのみ、インストールするようにします。

※インストールしすぎると容量がいっぱいになり、写真やアプリなどを保存できなくなります。本当に必要か、おうちの人や担任の先生と相談しましょう。

## 6 個人情報について

- 自分のタブレットは、自分だけが使うようにします。ただし、パスワードやIDなどはおうちのひとにもつたえておきましょう。

- ログインするためのアカウントは、学校から配付されたものだけにしましょう。

- 個人情報(名前、住所、写真、パスワードなど)の取り扱いには気を付け、勝手に録画、録音、撮影はしません。

- Teamsやインターネット(SNS)には、個人情報に関わる書き込みはしません。

## 7 いろいろな権利について

- 他の人の著作権や肖像権、商標権等の権利を侵すような発信はしません。

※著作権：著作者に対して与えられる権利のこと。自分の考えや気持ちを作品として表現したものを「著作物」、著作物を創作した人を「著作者」と言います。

※肖像権：自分の顔や姿をみだりに他人に撮影・描写・公表されない権利のこと

※商標権：商品やサービスに付ける「マーク」、「ネーミング」を財産として守る権利のこと

## 8 そのほか

- データ(検索履歴や画像データなど)は月に一度、家庭で確認するようにします。

- 以下の場合は、放課後に学校で預かるなど、タブレット端末の利用を制限することがあります。

・「タブレット端末活用のルール」が守れない場合

・インターネットで不正なサイトへのアクセスがある、通信量が多い場合(1か月あたりの通信量が5ギガを大きく超える場合)

- ご家庭におかれては、活用の様子などを見て、子どもと話し合うなど、適切な利活用ができるようご支援をお願いします。

- タブレット端末に関するお問い合わせは、学校までご連絡ください。